



てき丸君News 第48号

発行：公益社団法人全国産業資源循環連合会

〒106-0032 東京都港区六本木3丁目1番17号

TEL 03-3224-0811 FAX 03-3224-0820

<http://www.zensanpairen.or.jp>

お知らせ

当連合会は、4月1日から「公益社団法人全国産業資源循環連合会」に名称を変更しました。この名称変更を機に、産業廃棄物処理業の振興と循環型社会の形成に資する取組を一層進めてまいります。今後とも皆様のご支援を賜りますようお願い申し上げます。なお連合会の住所、電話・FAX番号、メールアドレス等に変更はありません。

また、当連合会では「マニフェスト・スマートプラス」の提供を開始しています。最終ページにご案内を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

第38回理事会を開催

当連合会の第38回理事会を3月13日に開催しました。今回の理事会では、当連合会の平成30年度事業計画案並びに収支予算案を審議・承認いただいたほか、平成30年度表彰選考委員会の委員委嘱及び平成29年度産業廃棄物適正処理センター基金への出えんが承認されました。

また、協議事項として、平成29年度収支決算見通しや第8回定時総会運営概要などが議論されました。このうち第8回定時総会は、6月15日午後1時30分から、明治記念館（東京都港区元赤坂2-2-23）で開催することが決まりました。
(総務部・古川)

連合会便り

●建設汚泥分科会●

平成29年度第2回建設汚泥分科会を3月26日に開催しました。

議題は「建設汚泥リサイクル製品評価のための自主基準（以下、自主基準）の改訂」、「建設汚泥リサイクル製品事例集の改訂」でした。分科会員企業の数社が集まって開催した自主基準作成WGで作成した自主基準の改訂案をもとに意見交換が行われました。

●産廃処理業景況動向調査結果について（2017.10-12月期）●

2017.10-12月期の景況判断DIは▲7となり、消費税引き上げに伴う駆け込み需要があった平成26年1-3月期とほぼ同水準まで回復しました。経営上の問題点を見ると、前回同様「従業員の不足」が1位となり、深刻な人手不足が続いています。

●平成30年度第1四半期のセーフティネット保証5号の指定業種から外れました ●

産業廃棄物処理業の4業種（産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物処分業）が、平成30年4月1日から6月30日までの指定業種から外れました。

(調査部・戒能)

官公庁関係ニュース

●環境省「災害廃棄物対策指針」を改定●

環境省は、このほど「災害廃棄物対策指針」を改定し、3月29日に公表しました。

同指針は地方公共団体の災害廃棄物処理計画づくりの指針で、平成26年3月に策定されました。

その後、関東・東北豪雨災害や熊本地震等の災害が発生し、これらの災害より様々な教訓が得られたことから同指針の見直しが行われたものです。

今回の改定のポイントは、①近年の廃棄物処理法及び災害対策基本法の改正を受けた災害廃棄物処理計画や災害廃棄物対策指針の位置付けの変化等への対応、②近年発生した災害時の対応を受けた実践的な対応につながる事項の充実、③上記の②を受けた平時の備えの充実、の3点です。

詳細は下記に掲載されています。

<http://www.env.go.jp/press/105334.html>

●日本廃棄物団体連合会

「大規模災害への支援活動の記録」まとめる●

日本廃棄物団体連合会は、同連合会会員による大規模災害への支援活動の記録をまとめ、3月28日に環境省に提出しました。この活動記録は、平成27年9月の関東・東北豪雨災害以降の5つの大規模災害での支援活動の内容と関連資料で構成されています。

当連合会の関係は、各協会のご協力による活動記録及び関連資料が掲載されています。

詳細は下記をご覧ください。

http://www.jesc.or.jp/info_other/tabid/63/Default.aspx?itemid=243&dispnid=395

●中小企業庁「中小企業の災害対応の強化に関する研究会」が中間報告●

中小企業庁は、このほど「中小企業の災害対応の強化に関する研究会」の中間報告書を取りまとめ、3月29日に公表しました。同研究会は昨年12月から4回開催され、被災中小企業への支援のあり方や自然災害に対する強靱な中小企業経営を確保するための取組課題についての検討が行われました。

中間報告書は下記に掲載されています。

<http://www.meti.go.jp/press/2017/03/20180329001/20180329001.html?from=mj>

●INDUST 4月号特集「見えてきた廃棄物処理法・パーゼル法2017改正」●

2017年6月に廃棄物処理法が改正され、4月1日から施行されました。同法の改正では雑品スクラップ問題を踏まえ有害使用済機器の処分を取り扱う事業者に新たな届け出が必要になりました。政省令案では家電リサイクル法対象の4品目と、小型家電リサイクル法対象の28品目が指定対象となっていますが、今号では2月に明らかになりました廃棄物処理法政省令改正を解説するとともに、10月に施行されるパーゼル法ともからめて、産廃処理事業者への影響や留意点などを明らかにしていきます。（事業部・東方）

- 主な行事予定 - (4月18日～5月29日)

【4月】

18日 産業廃棄物処理実務者研修会講師打合せ会
24日 法制度対策委員会
26日 表彰選考委員会

【5月】

14日 最終処分部会
17日 建設廃棄物部会混合廃棄物分科会
21日 建設廃棄物部会
22日 第39回理事会
29日 安全衛生委員会



マニフェスト・スマートプラス

平成30年4月1日～平成31年7月末 無料体験期間（ご意見お寄せ下さい）

提供開始のお知らせ

✓ マニフェスト・スマートプラスなら
パソコン^{*1}を使ってこんなことが可能に！

✓ マニフェスト 管理

✓ 行政報告 関連文書管理

✓ 委託契約 作成期限管理

✓ 許可証 期限管理

システム利用料
今なら無料！^{*2}



マニフェストの取り扱いにこんなお悩みありませんか？
「マニフェスト・スマートプラス」が解決します！

Q 産業廃棄物の取り扱いが少ないけど大丈夫？

「マニフェスト・スマートプラス」は取り扱いが少量・少頻度の方に利用しやすいサービスです。

Q 導入したくても自分達だけではダメ？

排出事業者・収集運搬業者・中間処理業者（最終処分業者）の3者が揃わなくても利用可能。どなたでもマニフェストのデータを管理できます。

Q データにするとセキュリティ面が心配...

独自に開発したアプリケーションを利用するので、ファイルは外部から安全に保護されます。^{*3}

Q 追加費用はかからない？

運用後のバージョンアップは無料です。面倒な作業かつ追加費用はかかりません！

Q 将来は電子マニフェストを導入したいけど...

今後、EDI方式により電子マニフェスト情報処理センターJWNETに接続・登録予定です。^{*4}

お試しインストールのお申し込みはこちらから

http://www.zensanpairen.or.jp/manifest_plus/

^{*1} インターネットに接続されたパソコンが必要です。Microsoft Officeがインストールされている必要があります(現時点にて2016まで対応)。日本語入力システムに制限はありません。OSはWindowsのみ対応(バージョンは問いません)。なお、Macでは動作しません。

^{*2} 平成31年8月から利用料をお支払いいただきます。利用料は平成30年度末に公表します。

^{*3} 入力・登録されたデータはクラウドサーバ上に保存されます。

^{*4} 詳しい時期は現在のところ未定です。